

第2章 環境行政の推進体制

第1節 大分県環境基本条例

第
1
部
第
2
章

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで環境問題が複雑・多様化するなか、こうした諸問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその

基本理念に定め、今後取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理（ISO14001等）の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

第2節 大分県新環境基本計画 ～ごみゼロおおいた推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例の規定（第9条）に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、これまで積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。

しかし、①平成15年9月から県民総参加のもとの「ごみゼロおおいた作戦」の展開による新たな視点からの環境へのアプローチの必要性、②県政運営の長期的・総合的な指針である「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2005～」の策定が行われたこと、③現在の計画策定から7年余りの経過による環境を取り巻く情勢の変化等を背景として、平成17年11月に「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の環境側面における部門計画であるとともに、「ごみゼロおおいた作戦」として展開する環境関連施策を体系化し、その着実な推進を図るために基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間であり、目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」としている。この将来像の実現に向けて、「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」「循環

を基調とする地域社会の構築」「地球環境問題への取組の推進」「環境産業の育成」「すべての主体が参加する地域社会の形成」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主要な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、主な施策のうち50項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県環境審議会」及び「ごみゼロおおいた作戦県民会議」において進行管理している。

平成18年度は、豊かな自然と共生し、快適で潤いのある環境を守り育てるとともに、3Rの推進等循環型社会の実現に向けた取組を推進し、さらに地球温暖化問題のような地球規模での環境問題への取組については、具体的で実効性のある施策の実施に努めた。

このような多岐にわたる施策の実施により、県民主導による快適な大分県づくりを進める「ごみゼロおおいた作戦」を着実に進めることができ、計画の推進状況は概ね順調である。なお、計画に定められた環境指標の結果は、表2のとおりである。（詳細は資料編 環境指標一覧）

表2 計画に定めた環境指標の評価結果

- 基本目標 I 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- 基本目標 II 循環を基調とする地域社会の構築
- 基本目標 III 地球環境問題への取組の推進
- 基本目標 IV 環境産業の育成
- 基本目標 V すべての主体が参加する地域社会の形成

	指標項目数	対象外(※1)	対象指標項目数	A		B		C	
				項目	割合(※2)	項目	割合(※2)	項目	割合(※2)
基本目標 I	18	1	17	15	88.2	2	11.8	0	0
基本目標 II	18	1	17	9	52.9	8	47.1	0	0
基本目標 III	6	0	6	4	66.7	2	33.3	0	0
基本目標 IV	3	0	3	3	100.0	0	0.0	0	0
基本目標 V	5	0	5	4	80.0	1	20.0	0	0
合計	50	2	48	35	72.9	13	27.1	0	0

※1 該当年次の算出がないもの等

※2 対象指標項目数に対する割合

評価（A・B・C）の区分について

「A」 平成18年度の目標数値を達成している場合

「B」 平成18年度の目標数値の7割以上を達成している場合

「C」 平成18年度の目標数値の7割未満である場合

大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～の概要

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨・目的

計画の性格・役割

計画の期間

計画の構成

第2章 環境に関する県民意識

第3章 計画の目標

目指すべき環境の
将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

計画の基本目標

豊かな自然との
共生と快適な地
域環境の創造循環を基調とす
る地域社会の構
築地球環境問題への
取組の推進

環境産業の育成

すべての主体が
参加する地域社
会の形成

第4章 施策の展開

豊かな自然との共生と
快適な地域環境の創造循環を基調とする地域
社会の構築地球環境問題への取組
の推進

環境産業の育成

すべての主体が参加す
る地域社会の形成

- 豊かな自然の保護・
保全
- 温泉の保護と利用
- 自然とのふれあい
の推進と適正な利
用
- 快適な地域環境の
保全と創造

- 大気環境の保全
- 水・土壤・地盤環境
の保全
- 化学物質による環
境汚染の防止
- 廃棄物・リサイク
ル対策

- 温室効果ガスの排
出源対策の推進
- クリーンエネルギ
ーランドの実現
- 二酸化炭素の吸収
源対策の推進
- オゾン層保護等の
対策の推進

- 環境技術への挑戦
- 企業の環境活動の
促進

- 自発的な環境保
全活動の促進
- 環境教育・学習の
推進

基盤的施策の推進

- 環境影響評価の推進
- 環境に配慮した取組の推進
- 公害紛争等の適正処理

第5章 計画の推進

推進の体制

計画の進行管理

財政措置

◆参考資料

策 定 経 過

環 境 指 標 一 覧

用 語 解 説

第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするために、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）を

制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表3のとおりである。

表3 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	—
2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設	200t／日以上	—
し尿処理施設の建設	100kℓ／日以上	—
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5ha以上25ha未満
3 工場等の建設	排ガス量10万Nm ³ /h以上 排出水量1万m ³ /日以上	—
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

第1種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

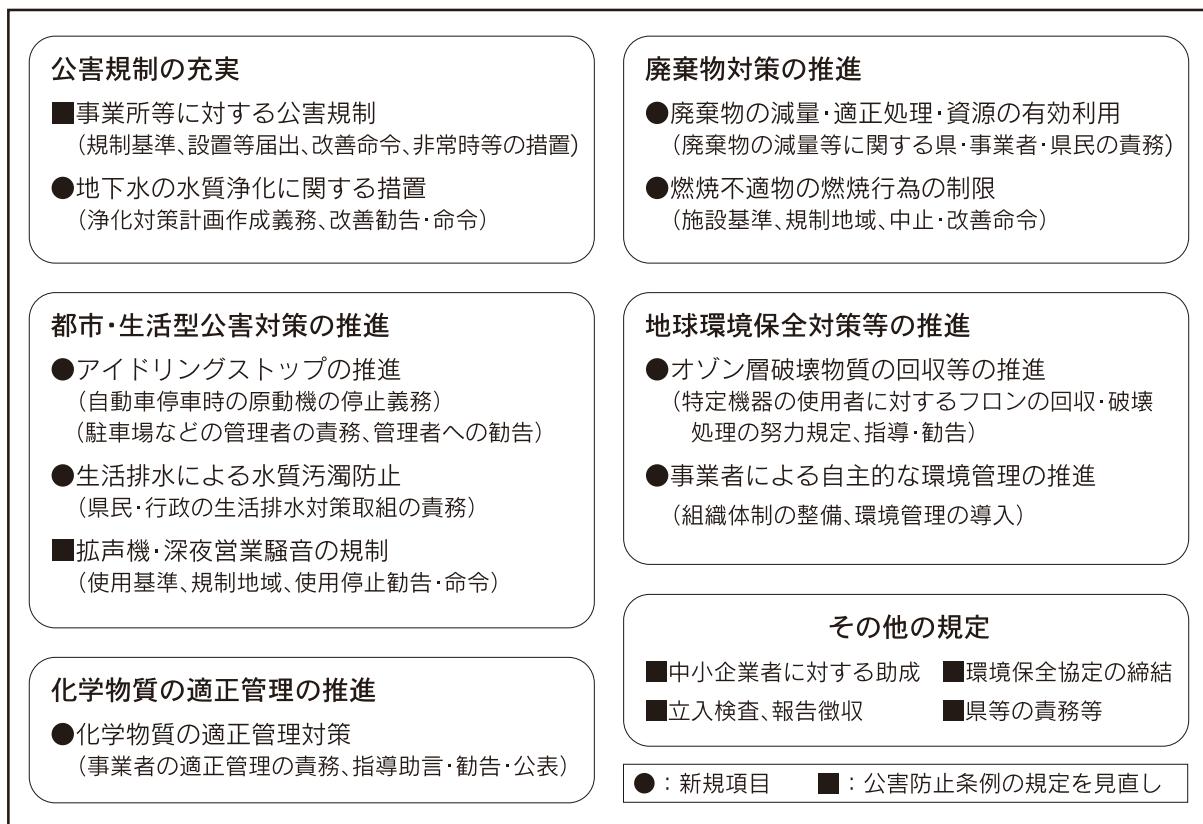
工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応を求められるようになった。このため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した、「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行された。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、アイドリングストップを始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」

や「オゾン層破壊物質の回収」等の規定が新たに定められており、今後は、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

(条例の概要については図4参照)

図4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部の県民のモラル低下による身近な環境問題が生じていることに対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを

通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投光器の使用（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置するとともにこれを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防

止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺の生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全

部又は一部が達成することができると認められる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。(平成19年10月1日現在の市町村条例との調整状況は表5aを参照)

表5a 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況

(平成19年10月1日現在)
(○…県条例適用 ●…市町村条例適用)

市町村名	ごみの投棄 (※)	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクちら しの掲示等 (※)	動物のふん 等の放置	自動車の 放置(※)	自転車の 放置(※)	落書き (※)	悪臭等への 配慮
大分市	●	●	●	●(犬)	●	●	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○
中津市	●	●	○	●(犬)	○	●	○	○
日田市	●	●	○	○	●	●	○	○
佐伯市	●	●	○	●(犬)	○	●	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○
竹田市	●	●	○	○	○	○	○	○
豊後高田市	●	●	●	●(犬)	●	●	●	○
杵築市	●	○	○	○	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	○	●	○	○
豊後大野市	○	○	○	○	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○
国東市	●	●	○	○	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●(犬)	○	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	○

注)「※」について、美しく快適な大分県づくり条例では違反者に過料を科す。

3 施行状況

実効性を確保するため、過料処分の権限が付与された環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施するとともに、改善状況を半年に一度定点監視を行ってチェックしている。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライトの使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについても定点監視の結果、概ね改善傾向にあることが確認されている。

また、条例第8条の規定に基づき、従前の環境保全功労者表彰に替わる新しい表彰制度として環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」を

設けた。平成19年度には9団体2個人を表彰した。
(平成19年度の受賞者は表5bを参照)



表5b 平成19年度ごみゼロおおいた作戦功労者表彰受賞者

団体名等	市町村名	活動内容
(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動		
(団体) 大分市立大志生木小学校	大分市	児童が「マイバケツ」を持ってごみを拾いながら登校する「クリーンアップ運動」など、積極的な環境教育の推進を通して、地域の環境美化に貢献している。
(団体) 近畿環境興産株式会社九州支社	臼杵市 野津	長年にわたり、国道沿いの不法投棄ごみの回収や花壇の植栽等、地域とのよりよい連携・共存をめざした社会貢献活動に取り組み、地域の環境美化に貢献している。
(団体) 長洲アーバンデザイナーニ会議	宇佐市	豊前海の豊かな天然資源の再生を目的とした「ビーチクリーンアップ in 長洲」は、地域住民や地元の学校、企業等が参加するボランティアイベントとして定着し、市民の環境美化意識の高揚に貢献している。
(団体) 庄内町商工会女性部	由布市 庄内	長年にわたり、公共施設へのプランターの設置や国道沿いの植栽など、四季を通じて花いっぱい運動に取り組み、地域の環境美化に貢献している。
(個人) 森 浩一	竹田市	長年にわたり、毎早朝、竹田市の玄関口である竹田駅前周辺の清掃活動を行い、地域の環境美化と住民の環境保全意識の向上に貢献している。
(2) 環境保全のための技術開発		
(団体) 日本森林燃料株式会社 日田木材市場株式会社	東京都 日田市	日田地域で課題となっている杉等の樹皮(バーク)を、日本古来の伝統的な平炉を用いて炭化し、ユニークで低成本な方法によるバイオマス燃料化を日本で初めて事業化した。
(団体) 株式会社エコアップ	臼杵市	産学官の共同により、中等度好熱菌を用いて食品残さを安全で衛生的に堆肥化・飼料化するバイオエコシステム「つちカエル」を開発し、小型から大型プラントまで幅広く事業化に成功した。
(3) 環境保全に関する学術研究・普及啓発		
(団体) 大分県自然環境学術調査会	大分市	自然保護行政の基礎資料となる、優れた自然環境を有する地域の学術調査の実施や、絶滅の危機に瀕している県内の野生生物の現状をとりまとめた「レッドデータブックおおいた」の作成に貢献した。
(個人) 小 田 穀	別府市	長年にわたり、大分県下の森林植生に係る調査研究を行うとともに、各種講習会における講演や自然観察会の指導に従事するなど、自然保護、環境保全の普及啓発活動に尽力した。
(4) ごみゼロおおいたキャンペーンの推進に協力		
(団体) 蒲江浦づくりの会	佐伯市 蒲江	「121万人夏の夜の大作戦(キャンドルナイト)」に参加し、蒲江地区全世帯の家屋消灯や地元小学生による緋扇貝を用いた廃油キャンドルの作成等に取り組み、地域の環境保全意識の向上とコミュニティの活性化に貢献した。
(5) その他美しく快適な大分県づくりに貢献		
(団体) 飯田高原野焼き実行委員会	九重町	過疎化・高齢化により中止していた飯田高原の「野焼き」を復活させ、美しい自然景観の保全や希少植物の保護、地域防災に貢献している。こうした活動により、平成17年にはタデ原湿原が「ラムサール条約湿地」に登録された。

第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」(以下「適正化条例」という。)を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

1 適正化条例制定の必要性

産業廃棄物の処理をめぐる状況は、廃棄物処理法の数次にわたる改正、建設リサイクル法など各種リサイクル法の施行、経済状況の変化など大きな変革期を迎えており、

本県においては、産業廃棄物の不適正な処理や不法投棄の多発、県外産業廃棄物の流入増大、産業廃棄物処理施設の周辺住民の不安や不満など行政として取り組むべき課題が山積する中で、産業廃棄物処理施設の設置や県外産業廃棄物の搬入については、平成7年に制定した「大分県産業廃棄物処理施設設置等指導要綱」(以下「指導要綱」という。)に基づいた手続により対応していたが、廃棄物処理法や指導要綱では対応できない問題点が生じてきた。

このため、これらの問題点の解決に向けて新たに条例を制定し、廃棄物処理法と併せて適正処理を推進することにより、地域住民の不安解消を図ることとした。

2 適正化条例の概要

条例は、(1)産業廃棄物処理施設等の設置等、(2)県外産業廃棄物の搬入、(3)産業廃棄物の不適正な処理の防止の3つの柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

ア 産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。

イ 許可対象外施設(施設設置に係る法手続

が不要な施設)を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。

ウ 産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行ふ。

(2) 県外産業廃棄物の搬入

ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内(大分市の区域を含む。)に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。

イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定の中に、県外排出事業者が、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する規定を盛り込む。

ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。

エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。

イ 産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。

ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

(4) 適正化条例の実効性

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

(5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策につい

ては、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、

県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000m²以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

平成19年10月1日現在の許可状況は、8市1町で21事業者、面積153,457m²、土量567,368m³となっており、うち県外土砂は、面積で19.9%、土量で26.4%を占めている。

なお、立入調査による土壌及び水質検査結果については、基準値以下であり、特に問題はなかった。

第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を、平成18年3月に公布し、同年10月から全部施行した。

同年12月には、専門家の助言を受け、原則的

に捕獲等を禁止する指定希少野生動植物11種（種名は下表のとおり）の指定を行い、平成19年4月に施行した。

今後は、指定希少野生動植物の追加指定、保護管理事業計画の策定等に取り組むこととしている。

植 物	タマボウキ(ユリ科) チョクザキミズ(イラクサ科) ナガバヒゼンマユミ(ニシキギ科) ヒメユリ(ユリ科) イワギリソウ(イワタバコ科) ヒゴタイ(キク科) ホウライクジャク(ホウライシダ科) オオミズゴケ(ミズゴケ科)
動 物	カブトガニ(カブトガニ科) オオウラギンヒョウモン(タテハチョウウ科) クロシジミ(シジミチョウウ科)

第9節 県における環境行政の推進体制

第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、環境保健部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター（昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。）を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成16年4月の組織改正により、魅力ある地域づくり・観光施策と自然保護温泉施策を一体的に推進するため、自然保護温泉関連業務を生活環境部から企画振興部へ移管するとともに、全局的に組織・機構の見直しを行ったところである。

また、平成17年4月には、「ごみゼロおおいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいた推進班」を「ごみゼロおおいた推進室」として機能強化を図った。

平成19年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図7-1のとおりである。

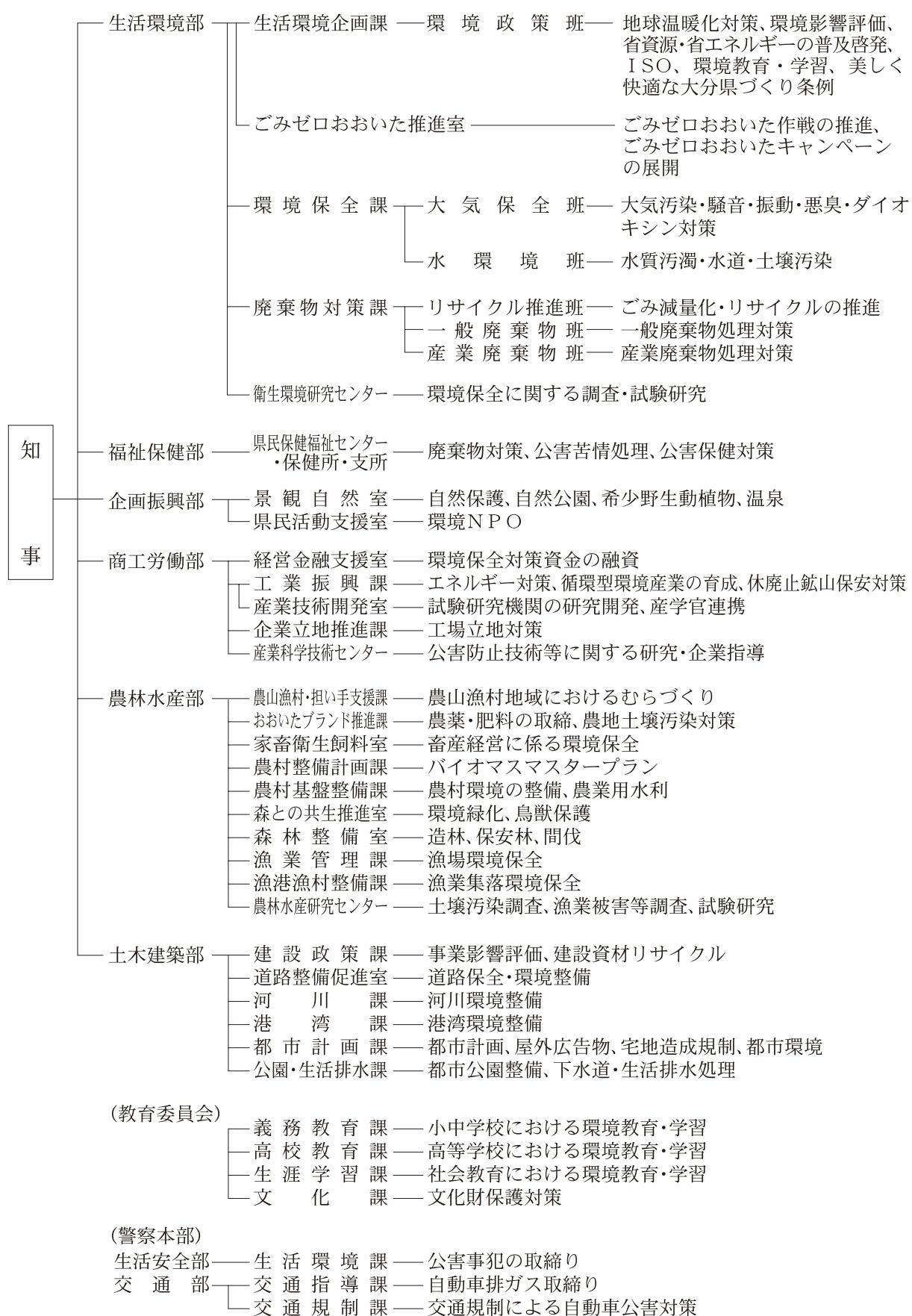
第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成18年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。

審議会の組織及び調査審議状況は図7-2のとおりである。

*各種審議会の委員の名簿については、資料編2、各種審議会委員等名簿参照。

図9-1 県の環境保全行政組織（平成19年4月現在）



環境行政の推進体制

表9-2 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

(平成19年4月1日)

名称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組織	18年度の開催状況
大分県環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法 第21条第1項 自然環境保全法 第51条 大分県環境審議会条例 (H6.8.1)	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること	委員 40人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会 7人 (重複あり) 特別委員 6人	環境審議会 18.6.1 18.12.19 ●大分県環境審議会と大分県自然環境保全審議会の統合について ●会長の選出について ●会長代理及び部会所属委員の指定について 総合政策部会 18.6.1 18.7.18 18.12.19 19.2.21 ●大分県土砂の埋立て等による土壤の汚染、水質の汚濁及び災害の防止に関する条例について ●大分県廃棄物処理計画について 水質部会 18.7.18 19.3.20 ●土砂等のたい積行為に係る安全基準及び水質基準について ●水質汚濁に係る環境基準の類型指定について ●平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について ●第6次総量削減規制について 温泉部会 18.6.15 18.9.26 18.11.29 19.2.23 ●温泉新規掘削許可申請について ●温泉代替掘削許可申請について ●動力装置許可申請について 自然環境部会 18.8.10 18.11.15 ●大分県希少野生動植物保護基本方針について ●指定希少野生動植物の指定について 鳥獣部会 18.9.25 19.3.9 ●鳥獣保護区の更新・鳥獣保護区特別保護地区の指定について ●特定鳥獣保護管理計画(イノシシ・シカ)の改訂について ●第10次鳥獣保護事業計画の策定について
大分県環境影響評価技術審査会	大分県環境影響評価条例第48条 (H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員 13人	18.4.25 ●一般国道57号(中九州横断道路)大野竹田道路環境影響評価準備書に対する答申について 19.2.23 ●技術的事項に係る指針の改定について 19.3.15 ●大分県環境影響評価技術審査会運営要綱の策定について ●技術的事項に係る指針の改定について
大分県公害審査会	公害紛争処理法 第13条 大分県公害紛争処理条例 (S45.9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと	委員 10人	19.1.12 ●大分県公害審査会委員の任命について ●大分県公害審査会に係る調停の状況について ●最近の公害紛争処理の動きについて
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害措置救済条例 (S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に、補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること	委員 8人	18.12.20 ●赤潮の発生状況等について ●平成18年度の赤潮発生とともに漁業被害の認定について